

証券検査に関する基本指針一部改正(案)新旧対照表

現行	改正
<p>I (略)</p> <p>II 検査実施の手続等 1～5 (略)</p> <p>6. 検査基準日 検査基準日は、検査実施の基準となる特定の日であり、原則として、 臨店検査着手日の前営業日とする（予告検査を行う場合についても同様 とする。）。 （注） 財務数値や営業の状況等については、必ずしも検査基準日時点 での検証を要するというものではない。</p> <p>7～16 (略)</p> <p>III 施行日 本指針は、平成 17 年7月 14 日以降を検査基準日とする検査から実施する。 （改正） 本指針は、平成 18 年7月3日から適用する。 （改正） 本指針は、平成 19 年9月 30 日から適用する。 （改正） 本指針は、平成 20 年8月 11 日から適用する。 （改正） 本指針は、平成 21 年6月 29 日から適用する。 （改正） 本指針は、平成 22 年7月 29 日から適用する。</p>	<p>（同左）</p> <p>II 検査実施の手続等 （同左）</p> <p>6. 検査基準日 検査基準日は、検査実施の基準となる特定の日であり、原則として、 臨店検査着手日の前営業日とする（<u>予告検査を行う場合については、予 告日の前営業日とする。</u>）。 （注） 財務数値や営業の状況等については、必ずしも検査基準日時点 での検証を要するというものではない。</p> <p>（同左）</p> <p>III 施行日 本指針は、平成 17 年7月 14 日以降を検査基準日とする検査から実施する。 （改正） 本指針は、平成 18 年7月3日から適用する。 （改正） 本指針は、平成 19 年9月 30 日から適用する。 （改正） 本指針は、平成 20 年8月 11 日から適用する。 （改正） 本指針は、平成 21 年6月 29 日から適用する。 （改正） 本指針は、平成 22 年7月 29 日から適用する。 <u>（改正）</u> <u>本指針は、平成 22 年 11 月 10 日から適用する。</u></p>